

被用者年金一元化の基本的な方針と進め方について

平成 18 年 12 月 19 日
政 府 ・ 与 党

被用者年金制度の一元化については、平成 18 年 4 月 28 日の閣議決定に基づき、制度の安定性・公平性を確保し、公的年金全体に対する国民の信頼を高めるため、共済年金制度を厚生年金保険制度に合わせる方向を基本として行う。

具体的には、

- (1) 共済年金の 1・2 階部分の保険料率を引き上げ、厚生年金の保険料率に統一する。
- (2) 共済年金にある遺族年金の転給制度を廃止するなど、制度的な差異については、基本的に厚生年金に揃えて解消する。
- (3) 共済年金にある公的年金としての 3 階部分(職域部分)は廃止する。新たな公務員制度としての仕組み等を設ける。
- (4) 追加費用の削減のため、税財源である恩給期間に係る給付について、本人の負担の差に着目して 27%引き下げる。ただし、一定の配慮措置(給付額に対する減額率 $\leq 10\%$ 、減額後の給付額 ≥ 250 万円)を講じる。

また、上記閣議決定において今後の課題とされた以下の事項については、次に掲げる方針により、これを行うこととする。

1. 老齢年金の在職支給停止について

- (1) 老齢年金の在職支給停止は、今後、公務員OBが民間企業で勤める場合なども、民間企業OBが民間企業に勤める場合の減額方法(厚生年金の方法)と同じ方法に統一し、官民格差を解消する。
- (2) 現在、既に年金を受給しながら企業で働いている 60 歳台前半のOBについても、官民格差の早期解消とともに、新たに年金を受給し、厳しい減額がなされるOBとの公平性の観点から、一定の配慮措置を設けた上で、厚生年金と同様の措置を講じる。
- (3) 上記の 60 歳台前半のOBに関する在職支給停止の見直しとの均衡等から、平成 19 年 4 月に既に 70 歳以上となっている方についても、一定の配慮措置を設けた上で、所要の措置を講じる。

2. 障害年金の在職支給停止について

障害年金の在職支給停止については、これを行わない現行の厚生年金の取扱いに統一する。

3. 老齢年金の加給年金額に関する加入期間について

今後は、民間企業の期間と公務員及び私学教職員の期間を併せて20年以上であれば、加給年金が加算されるようにする。

4. 国会議員や地方議会議員の支給停止について

国会議員や地方議会議員の支給停止については、厚生年金においても、現行の共済年金と同様に、年金の支給停止を行う。

5. 地方公共団体の長の共済年金額の加算特例について

地方公共団体の長の共済年金額の加算特例については、厚生年金に合わせる観点から、廃止する。

6. 文官恩給について

文官恩給については、追加費用の減額の方法との均衡を考慮し、給付額を10%引き下げる。ただし、減額後の給付額が250万円を下回らないこととする。

7. 郵政公社、旧三公社等における追加費用について

郵政公社、NTT、JT及び(独)鉄道建設・運輸施設整備支援機構等が負担している税負担ではない追加費用に係る恩給期間の給付についても、税負担による追加費用に係る恩給期間の給付と同一の減額を行う。

8. 制度体系、事務組織、積立金の管理・運用について

- (1) 被用者年金の太宗を占める厚生年金に、公務員及び私学教職員も加入することとし、2階部分の年金は厚生年金に統一する。
これにより、一層の少子高齢化等に備えた全被用者の支え合いによる厚生年金制度とするとともに、民間被用者、公務員及び私学教職員を通じて、同一保険料、同一給付を実現する。
- (2) 1・2階部分の保険料収入及び積立金を被用者全体の共通財源とする。
また、制度全体の給付と負担の状況を国の会計にとりまとめて計上し、国民に開示する。
さらに、制度全体を通じた財政検証を定期的実施する。
- (3) 事務組織については、無駄な投資を避け、効率的な事務処理を行う観点から、共済組合や私学事業団を活用する。即ち、これらの事務組織が、共済組合員等に関する保険料徴収、積立金の管理・運用から年金給付までの一貫した厚生年金の事務処理を分担する。
なお、今後、情報処理技術の進歩等に合わせ、利便性が高く、より効率的な事務処理が行われるようにすることを検討する。
- (4) 積立金の管理・運用については、厚生労働大臣が関係大臣の協力を得て、運用の基本的な方向性等を定め、運用状況等の評価を行い、国民に開示する。そのもとで、運用管理主体は、専門性を高めつつ、具体の運用ルール等を定め、積立金を運用に供する。

9. 新たな公務員制度としての仕組み等について

公的年金としての3階部分（職域部分）廃止に伴う新たな公務員制度としての仕組み等については、速やかに結論を得ることができるよう引き続き検討する。

10. 実施時期について

被用者年金制度の一元化の実施時期は、平成22年度を原則とする。
なお、追加費用及び文官恩給の減額については、平成20年度から実施する。また、9.については、検討結果を踏まえ、平成22年度から実施する。

◎国民年金特別会計基礎年金勘定の積立金について

被用者年金一元化に関する論点整理

平成17年12月7日
被用者年金制度の一元化等に関する関係省庁連絡会議

～抜 粋～

5. 積立金の取扱いについて

(参考) 国民年金に任意加入していた者に係る積立金

- ・ 被用者年金一元化そのもの問題ではないが、被用者年金の被保険者の被扶養配偶者（例：サラリーマン家庭の専業主婦）が国民年金に任意加入とされていた昭和60年改正（基礎年金の導入）前の時期に、元任意加入者が支払った保険料に係る積立金（7,246億円）が、グループ間の公平を図る観点から、第1号被保険者に係る国民年金勘定の積立金から切り離して基礎年金勘定の積立金とされている。
- ・ この積立金は、基礎年金拠出金の軽減等に充てることとされていたが、元任意加入者の配偶者がどの被用者年金に加入していたかの網羅的なデータがなかったこと等から、関係者間で具体的な取扱いの調整がつかず、当該積立金の元本はそのまま置かれ、運用収益（7,461億円：平成17年度予算）も、毎年度の基礎年金勘定の剰余金として繰り越している。
- ・ この問題については、当該積立金及び運用収益が各制度の共通財産という側面を有しており、被用者年金一元化後は「1・2階相当分」の積立金は、どこが管理するかに関係なく、被用者年金全体の「1・2階部分」の共通財源になることから、基礎年金勘定の予備費の問題と併せ、早急に関係者間で合意形成を図る必要がある。